会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第２０４６号
令和５年１月２４日

郡市・大学医師会長　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
（公印省略）

令和４年度医療機能情報定期報告について

このことについて、別添（写）のとおり埼玉県保健医療部長から通知がありましたので、貴会管下会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

なお、今年度の報告期限につきましては、2月14日となりますのでご留意ください。

担　当：業務Ⅰ課　石川
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

春加八潮医師会
収受
5.1.24
第1108号

医　第９２０－２号
令和４年１２月２６日

一般社団法人 埼玉県医師会長　様

埼玉県保健医療部長　山﨑　達也
（公　印　省　略）

令和４年度医療機能情報定期報告について（依頼）

県保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療法（昭和23年法律第205号）に定められた医療機能情報提供制度では、同法第６条の３第１項及び第２項の規定により、病院、診療所又は助産所の管理者は、「医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項」を、知事に報告することとされております。

また、本県におきましては、「埼玉県医療機能情報提供制度実施要領」を定め、同制度の円滑な実施を図っております。

この度、当該要領５（１）に基づく例年の定期報告を別紙のとおり実施いたしますので、貴会会員に周知くださるとともに、円滑な実施に向け御協力くださるようお願いいたします。

担当：医療整備課
医務・医療安全相談担当　柳澤
電話：048－830－3542
Email：a3530-01@pref.sairama.lg.jp

別紙

令和４年度医療機能情報定期報告について

医療機能情報の定期報告については、「医療法（昭和23年法律第205号）」第６条の３第１項及び「埼玉県医療機能情報提供制度実施要領（平成20年８月４日付け医第823－1号保健医療部長通知）」５（1）の規定により、県内の病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所（以下「医療機関」という。）を対象として、毎年実施しています。

1　報告内容

医療機関は、令和５年１月１日現在の状況を報告します。

各医療機関の報告票に掲載された現在公表中の情報の内容を確認し、追加や修正を行っていただきます。

2　報告依頼時期

さいたま市、川越市、川口市及び越谷市に所在する医療機関については県庁医療整備課から、その他の市町村に所在する医療機関については所管する県保健所から、令和４年12月下旬から令和５年１月上旬までの間に関係書類を送付します。

3　報告方法

原則として、県ホームページ上に設置している『埼玉県医療機能情報提供システム』の報告用WEBサイトを利用して報告をしていただきます。報告用のWEBサイトは、令和５年１月６日（金）から運用を開始します。ただし、インターネットが利用できない等の事情がある場合は、報告票（紙）による報告も可能です。

なお、１月６日より前にインターネットから報告した場合には、令和２年度報告の修正報告として扱われ、令和４年度定期報告については未報告となりますので御注意ください。

4　報告期限

報告期限は、令和５年２月14日（火）です。

5　報告用ホームページへのアクセス手順

① YAHOO！又はGoogle等の検索サイトで、「埼玉県医療機能情報提供システム」を検索し、同システムのトップページを開く。

② 同トップページの右下にある［関係者ログイン］をクリックする。

③「埼玉県医療機能情報登録システム」ホームページ（http://www.iryo-kensaku.jp/saitama/hokoku.html）が開くので、「報告のログインはこちらから」をクリックする。

④ ログイン画面で、医療機関ごとの「利用者ID」及び「パスワード」入力する。

※ 医療機能情報システムを御利用になる場合の推奨ブラウザは次のとおりです。推奨環境以外での御利用や、推奨環境下でも利用者のＷｅｂブラウザの設定によっては、御利用できないもしくは正しく表示されない場合があります。

Safari 13.1.1 以上（動作確認 13.1.1）
Mozilla Firefox 78.0.1 以上（動作確認 78.0.1）

推奨環境については、「システムのご利用に当たって（http://www.iryo-kensaku.jp/saitama/kensaku/info11/info11.html#02）」を確認してください。

事　務　連　絡
令和５年１月１９日

各団体御担当者　様

「令和４年度医療機能情報定期報告について（依頼）」の送付について

県保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記依頼につきまして送付いたしましたので、御協力くださるようお願いたします。

例年、各医療機関へは郵送分は年末、メールでのご案内は年初のご案内をしているところですが、諸般の事情により、郵送分が１月中旬にずれ込んでしまったため、依頼文の送付が遅くなってしまいました。誠に申し訳ありません。

そのため、医療機関へお願いしている報告期限につきましては、例年１月末としているところ、令和５年２月１４日までとしておりますのでご留意いただきますようお願いいたします。

担当：埼玉県保健医療部医療整備課
医務・医療安全相談担当　柳澤
電話：０４８－８３０－３５４２
Email：a3530-01@pref.sairama.lg.jp